

教育センター
廃棄物

新たに廃棄物処理士

NPO認定資格を創設へ

廃棄物処理業者の地位向上や知識・技能の取得および認知が求められるなか、新たな民間NPO資格が立ち上

廃棄物教育センター（東京・中央、☎03・3571・1371、芝田法律事務所内）は、廃棄物処理士の資格制度を創設する。

同センターは廃棄物の適正処理やリサイクル推進に向けた啓発活動を行い、廃棄物に携わる人材育成や資格認定、廃棄物への正しい理解を促すためのPR活動を行う目的で、処理業界の実務者や識者の有志が発案し、組織化の運びとなったもの。

資格制度の創設のほか、廃棄物行政や市民団体と連携した分別教育の支援、排出事業者責任の教育の支援、廃棄物相談室の開設、廃棄物処理士の雇用促進などの事業を担う。

廃棄物処理士は排出現場などにおける収集運搬業務の従事者や、営業担当など実務者向けの専門資格で、3級

から1級までの3区分とする予定。来年3月末にも第1回の3級検定試験を実施する運びで、3級は特にマニフ

ェスト伝票の記載やエコードライプ、車両管理、廃棄物の積み込みなどドライバールの基本的な知識・技能の修得に焦

点を当てている。10年度にも始動する2級は委託契約書や車両運行管理への理解、1級では逆に一般市民への廃棄物教育の担い手となり得る検定カリキュラムを組んでいく。

平成21年8月24日
週刊循環経済新聞